

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、法5条第1項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第8条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜田 恵 造

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社井上商店 徳島県小松島市立江町字松本17番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら鹿角店 高松市鹿角町字間夫220番地1外
- 3 届出年月日
平成25年8月5日
- 4 意見の概要
 - (1) 来退店経路の運用について
現在の店舗に設置されているUターンを誘導する看板について、届出に記載されている来退店経路等の運用と整合するよう、店舗設置者と小売業者が協議し、看板の撤去や表示内容の変更等、必要な対策を講じること。
なお、上記の対策を講じない場合は、届出の取り下げを検討すること。
 - (2) 来退店経路の周知について
来退店経路の周知方法について、店舗入口に来店経路図を貼り出すことに併せて、新聞折込チラシに来退店経路図を掲載する等、未来店者も含めた商圈域内の店舗利用者に対して、確実に周知が可能な対策を講じること。
 - (3) 駐車場出入口の運用等について
届出に記載された駐車場出入口の運用について、店舗設置者の提案に基づき、出入口No.1を「出口専用」、出入口No.2を「入口専用」に変更するにあたっては、「入口、出口専用」看板を店舗駐車場側及び道路側から視認し易い場所に設置する等、出入口の運用を来退店車両に確実に周知かつ誘導するための対策を講じること。
 - (4) 騒音対策について
来店者にアイドリングストップを周知する掲示物を、その周知効果が十分に図られる場所を複数選定し、それぞれに設置すること。
- 5 意見を述べた日
平成26年3月26日
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年3月31日から同年4月30日まで